

認定番号	01P-121-01
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	三井住友・安部日鋼・日本ピーエス特定建設工事共同企業体
作業所名	国道45号 夏井高架橋作業所
作業所所在地	岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割22-1
工期(自)～(至)	平成28年4月1日 ～ 平成30年3月19日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	橋梁・高架構造物工事
工事概要 (120字以内)	国道45号夏井高架橋は岩手県久慈市に位置し、震災復興事業の一環として整備される三陸沿岸道路に建設中の橋長497m、最大支間長79mの7径間連続PCラーメン箱桁橋である。

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください（ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください）

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

■施策-1 移動作業車の囲い養生による日よけ、防風雪対策および温度モニタリング

移動作業車を採光パネルと屋根で囲うことで、夏季は日よけ、冬季は防風雪対策として外気温の影響を緩和している。移動作業車内の温度は計測機器によって常時モニタリングしている。



■施策-2 扇風機使用による暑さ対策と暑さ指数計測機器の設置

夏季における移動作業車内や、箱桁内部での作業時は、暑さ対策として扇風機を使用している。また、黒球式熱中症指数計を安全掲示板および各施工箇所に設置し、暑さ指数の常時計測を行うことで、熱中症に対する注意喚起を行っている。



【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飢・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること



現場各休憩所に塩飴、経口補水液(OS-1)、ウォーターサーバー、熱中対策応急キットを常備している。



熱中対策応急キットには、冷却剤、タオル、保存水、食塩、扇子等を常備している。



【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること



当作業所に従事する作業員に対して、送風ファン内蔵型作業服の半額購入補助を行う制度を設けている。(外国人留学生に対しては全額補助)

服に取り付けてある送風ファンによって、服の中の空気を循環させることで暑さを軽減し、快適に作業を行うことができる。

【審査項目④】《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

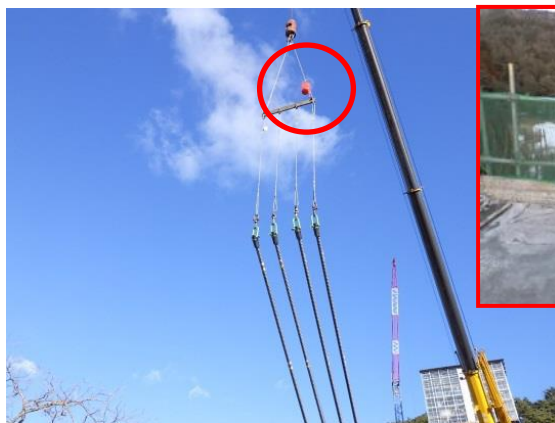
■施策-1 屋根付きの防護を有する安全通路の設置

各施工箇所において、屋根付きの防護を有する安全通路を設置している。



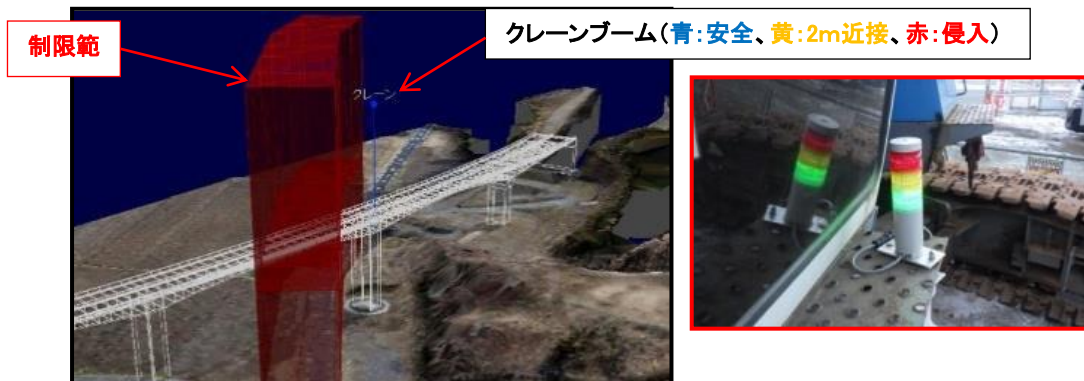
■施策-2 吊荷音声付警報機の使用による上下作業対策

大口径深礎杭施工における地上から抗内へのクレーン作業において、吊荷音声付警報機を設置し、抗内の作業員に対する吊荷接近の注意喚起を行っている。



「吊荷が移動しています！」

■施策-3 GNSS(GPS)を用いた、近接国道とクレーンブームとの離隔管理



国道に隣接した施工箇所では、GNSS（GPS）でクレーンブーム位置をリアルタイムで監視して、3次元データで設定した制限範囲に入ると警報を発するシステムを採用しており、監視ランプ色と警報装置によりオペレーターに瞬時に警告することで安全で確実なクレーン作業を行っている。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

■施策-1 立抗(H=21.5m)内への送風機設置

大口径深礎杭施工中の換気対策として長尺ダクト付の送風機を設置し、換気・集塵するとともに、始業前等随時酸素濃度の測定を行っている。



■施策-2 鉄板敷設による粉じん対策



各施工箇所ヤードには鉄板を敷設し、粉じん防止対策を行っている。

■施策-3 桁内照明の設置

主桁の箱桁内部など暗所の作業において、バルーン照明を設置し、作業場の明かりを確保している。



【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICT の活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、等

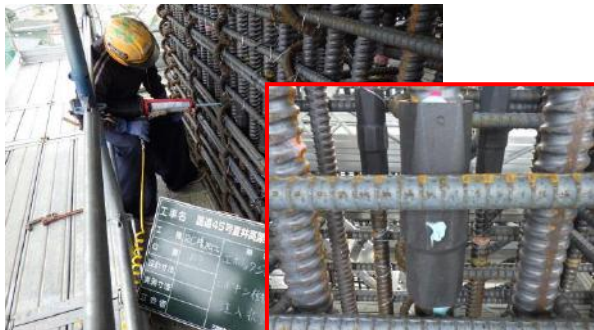
■施策-1 自動追尾機能付きトータルステーションを用いた型枠セットシステムの導入

主桁の型枠セットにおいて、自動追尾機能付きトータルステーションとスマートフォン専用アプリによる自動制御システムを用いている。これにより、従来レベルとトランシットを使用して職員と作業員複数名で行っていた作業の省人化、労力軽減を図っている。



■施策-2 機械式鉄筋継手と鉄筋プレファブ化による橋脚鉄筋組立の作業性向上

高橋脚（約 35m）の鉄筋組立において、鉄筋継手を太径鉄筋の重ね継手やガス圧接から機械式継手に変更し、さらに帯鉄筋を地上であらかじめプレファブ化して架設することで、約 3 割の工期短縮を図っている。



■施策-3 軽量型枠材の採用

主桁の各施工ブロックにおける側面型枠には FRP 製の型枠を採用している。FRP 製の型枠は通常の木製型枠と比較して約半分の重量であり、運搬、組立、解体作業時の負担軽減に寄与している。



【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

■施策-1 鉄筋自動結束機の使用

鉄筋組立作業に自動結束機を導入し、結束時間の短縮および片手作業による作業性の改善を図り、膨大な鉄筋結束作業の負担軽減に寄与している。



■施策-2 チェーン式吊階段の設置

大口径深礎杭施工の際、地上から深さ約 20m までの昇降には従来のタラップ式梯子に対してチェーン式吊階段を採用し、昇降の安全性の確保と負担軽減を図っている。



■施策-3 高脚走行クレーンの設置



片持ち架設では主桁橋面上に吊荷走行可能な高脚クレーンを設置している。橋面上での資材のこまめな運搬が容易となり、労力軽減に寄与している。

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

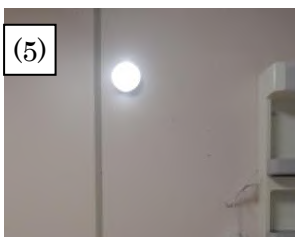
(1)(2)(3)



(4)



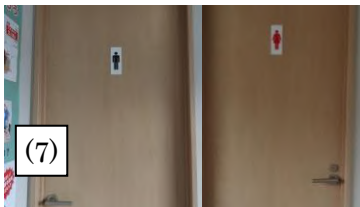
(5)



(6)



(8)



(7)



(9)(11)



(10)



(1) 洋式便座 (2) 水洗機能 (3) 臭い逆流防止機能

(4) 容易に開かない施錠機能

・女子休憩室の奥に女性トイレを設置しており、二重の施錠が可能である。

(5) 照明設備

・電源が必要ない人感センサーライトを設置している。

(6) 衣類掛け等のフック(耐荷重7kg)

(7) 男女別の明確な表示

(8) 入口の目隠しの設置

・男女共に2階建て事務所の1階にあり、入口が直接見えないようになっている。

・女性用トイレと男性用トイレは離れた場所にあり、トイレがある女子休憩室の入口はパーテーションで目隠ししている。

(9) サニタリーボックス

(10) 鏡付きの洗面台

(11) 衛生用品

・衛生用品は除菌シート、ブラシ、トイレ用洗剤、消臭スプレーを常備し、掃除担当者が毎日掃除し、清潔に維持管理している。

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

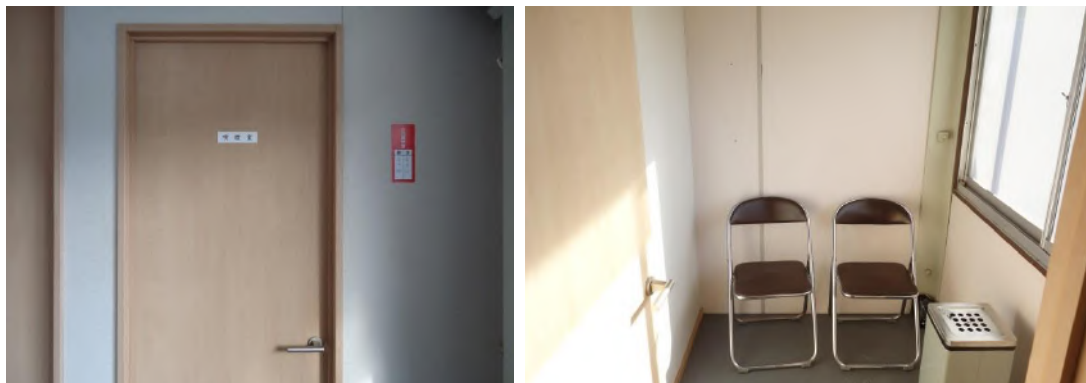


現場の各休憩所にエアコンを設置している。
また、冬季の寒さが厳しい地域である為、冬季は現場事務所、現場休憩所共に暖房機器も設置している。

【審査項目⑩】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

喫煙室の設置



喫煙室を設置することで分煙化を実施している。
喫煙室は事務所や休憩所と離れた場所にあるため、たばこの臭いや煙が入ることはない。

【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

【審査項目⑫】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

■施策-1 現場事務所休憩所の設置



現場事務所には男女別で畳敷きの休憩所を設置しており、昼休憩等に活用している。

■施策-2 現場事務所仮眠室の設置



現場事務所内に寝具一式を用意した仮眠室を設置している。

■施策-3

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

■施策-1 自動販売機の設置



自動販売機は、現場休憩所と現場事務所入口付近に設置している。職員や作業員だけでなく、来客者や周辺住民も気軽に利用できている。

■施策-2 現場作業員用の鍵付ロッカー

作業員詰所に個人用ロッカー（鍵付）を設置して全作業員に貸与することで、貴重品の管理や、詰所の整理整頓に役立っている。



■施策-3 家電製品の設置



現場事務所内に電子レンジ、電気ポット、冷蔵庫を設置している。

作業員詰所や現場休憩所にもそれぞれ冷蔵庫、電子レンジを設置している。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

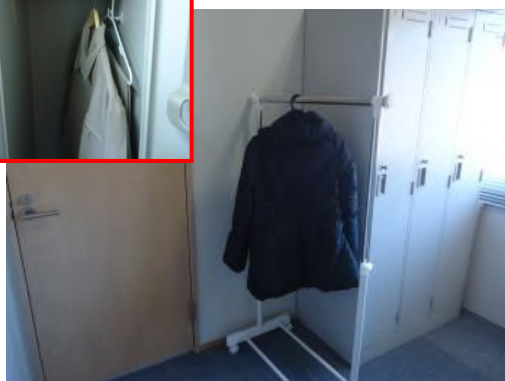
洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

■施策-4 洗面所の設置



現場事務所1階に洗面所を設置している。

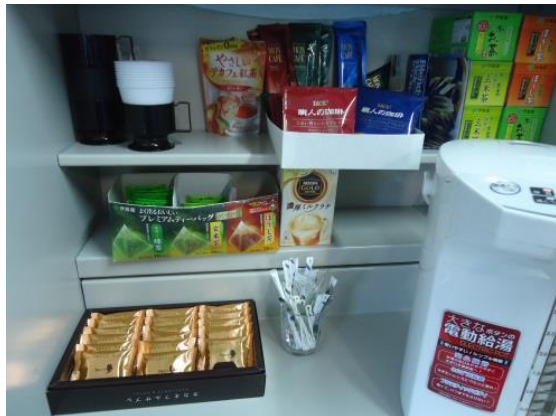
■施策-5 更衣室



職員用更衣室と来客用更衣室を分け、来客用更衣室のロッカー内には来客用作業着、防寒着、シャツ、ヘルメットなど一式用意している。

冬季は上着が厚手になるので上着用のハンガーラックも用意している。

■施策-6 充実した給茶設備



事務所、現場休憩所にそれぞれお茶（3種類）、コーヒー（4,5種類）、冷蔵庫に冷たい麦茶などを常備している。

また、季節により、夏季はアイスコーヒー、冷茶類を追加、冬季はカフェラテ等を追加している。

【審査項目⑭】《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

① 周知に用いたポスター



職員・作業員のよく目にする場所に設置

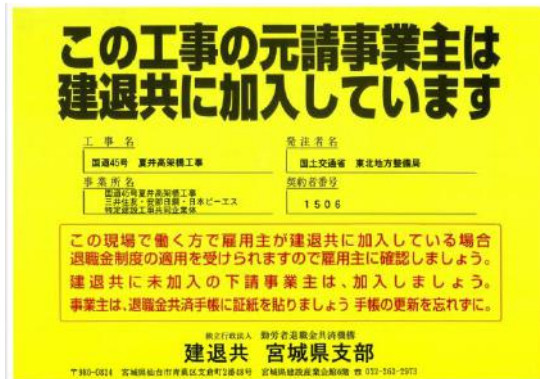
② 周知徹底、指導方法

- ・協力会社と新規工事を依頼時、社会保険加入を見積条件に含めて、企業単位、労働者単位での社会保険加入を契約時に書面にて確認している。
- ・毎月の安全衛生協議会にて会員企業全社に、また、新規入場者教育の都度社会保険未加入対策への取組みを周知徹底している。
- ・一次下請会社には、二次以下の請負契約を行う場合、社会保険未加入対策への取り組み実施状況の周知を依頼している。

【審査項目⑮】《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

① 建退共制度適用標識シール



② 加入周知に用いているポスター



③ 加入周知の方法

- ・事務所、作業員の休憩所などに掲示している。

【審査項目⑯】《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

① 具体的な数値目標

- ・年間の上限を960時間、複数月の上限を3か月で240時間、1か月の上限を80時間に設定している。

② 目標達成のための取り組み方法

- ・パソコンの起動と停止時間の自動ログ記録による日々の労働時間管理
- ・労働時間申告書類の管理監督者押印

③ 目標に対する達成率

- ・目標に対する達成率は100%である。

【審査項目⑰】《長時間労働の是正》

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

期間	申請作業所における閉所実績	
	閉所 日数	閉所日
【記入例】	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年 12月	8	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、24(土)、25(日)、30(金)、31(土)
平成29年 1月	10	1(日)、2(月)、3(火)、4(水)、5(木)、8(日)、15(日)、22(日)、28(土)、29(日)
2月	6	4(土)、5(日)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
3月	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
4月	6	2(日)、8(土)、9(日)、16(日)、23(日)、30(日)
5月	9	3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、14(日)、21(日)、27(土)、28(日)
6月	6	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、24(土)、25(日)
7月	7	2(日)、8(土)、9(日)、16(日)、22(土)、23(日)、30(日)
8月	11	6(日)、11(金)、12(土)、13(日)、14(月)、15(火)、16(水)、17(木)、20(日)、26(土)、27(日)
9月	6	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、23(土)、24(日)
10月	7	1(日)、8(日)、14(土)、15(日)、22(日)、28(土)、29(日)
11月	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
12月	8	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、23(土)、24(日)、30(土)、31(日)
平成30年 1月	11	1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、14(日)、21(日)、27(土)、28(日)

【審査項目⑩】 <長時間労働の是正>

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

■施策-1 ノー残業デーの設定

閉所日の前日(土日閉所の際は金曜日、日曜日閉所の際は土曜日)をノー残業デーとし、前日の打合せで周知し業務の調整を行っている。目標達成率は100%である。

■施策-2 有給休暇の取得促進

有給休暇取得日数の目標として、個人取得を除き「年間6日」に設定し、GW、お盆、年末年始に有給休暇を2日ずつ合わせ、内勤以上の長期休暇取得を行っている。長期休暇取得のための発注者への事前説明や、工程計画を行うことで有給休暇年間6日取得の目標を達成している。

■施策-3 交代制での連休取得制度

土日祝日の3連休のうち、2日間が作業所就業日である場合は交代で2連休を取得する制度を設けている。目標達成率は100%には満たないものの、可能な限り推進、取得している。

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

本工事に必要な実務教育等は随時開催し、作業員のスキルアップに努めている。

・足場の組立等作業従事者特別教育の実施



・クレーン取扱業務等特別教育の実施



【審査項目⑳】《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

■施策-1 現場各休憩所に目安箱の設置

ヒヤリハット投函 BOX、目安箱を現場各休憩所に設置し、作業員の意見吸い上げを行っている。



ヒヤリハット投函 BOX



目安箱

■施策-2 各種パトロールの実施

作業員同士が担当以外の施工箇所をまわる「クロスパトロール」や女性視点から指摘する「女性パトロール」など、様々な視点からのパトロールを定期的に行っている。



クロスパトロール



女性パトロール

■施策-3 作業所内表彰の実施



作業員相互のクロスパトロールの結果や、ヒヤリハット投函等の周知、報告会を毎月1回行っており、優秀な発表には作業所内表彰制度を設けている。

【審査項目②】《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

■施策-1 デザイン工事看板の設置

現場事務所前には近隣住民の方々へ向けて、工事概要と工事の手順を説明した、大型のパネル写真を設置している。



移動作業車には、(1) 本橋の完成イメージパス「久慈北道路をつくっています」(2) けんせつ小町推進「久慈の未来へ橋を架ける～女性が活躍できる現場を目指して～」(3) 企業ロゴ といった3枚の大型横断幕を設置している。



■施策-2 懇親イベントの開催



(夏休み親子見学ツアー)

市内の小学生親子を夏休みに招き、クイズ大会や部品にメッセージを描いてもらうイベントを開催している。



(近隣小学6年生卒業記念イベント)

現場近隣の小学6年生に橋の一部となる部品(ジョイントシーツ)に卒業メッセージを描いてもらい、実際に設置した状況の見学会を開催している。

■施策-3 インフォメーションセンターの設置と、現場見学会の積極的な開催

近隣住民や学生(小学生から大学生まで)、その他関係者を対象に積極的に現場見学会を開催している。平成30年1月末現在までに32回の開催、計700名以上が来場している。

現場事務所内にインフォメーションセンターを設置して一般の方々に開放し、来所する幅広い年代の方々に好評をいただいている。



以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大 3	3
⑤	最大 3	3
⑥	最大 3	3
⑦	最大 3	3
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X:

14

項目	配点	得点
⑪	1	0
⑫	最大 3	2
⑬	最大 6	6
⑭	必須	○
⑮	2	0
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大 3	3
⑲	1	1
⑳	最大 3	3
㉑	最大 3	3

合計 Y:

22

総合計:

36

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

- ・⑮: 掲示のみのため、加点なしとしました。
- ・そのほか記載のなかった箇所については加点なしとしました。